

税務相談会のご案内

開催日：平成24年9月5日(水)、19日(水)

午後2時～5時

場 所：税理士法人 岡本会計事務所

ご希望の方は必ず、開催日の前週、金曜日までにお電話にてご予約ください。

ご予約の際、相談内容の概要をお知らせください。

〒561-0812 豊中市北条町2-6-3

Tel:06-6336-1088 Fax:06-6333-4919

サービスの内容

お客様の税務問題にお応えするための月に二度の無料税務相談会。

相談員：前田敦子 税理士、後藤昌司 税理士

事業を行っていたり、不動産を売買する時等、税務の知識を持っていないと思われ税負担となったりすることが多々あるようです。

そのような問題を防ぐために、皆様が気軽に相談できる場を開設いたしました。お知り合いの方々の税務問題も含め、ご利用下さい。

前田税理士の税務Q & A

岡本会計事務所税務相談会にてよくお受けする質問を、簡単に毎月ご紹介していきます。

Q

平成26年1月から、個人事業者の白色申告の記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されると聞きましたが、それについて教えてください。

A

現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告者で事業所得、不動産所得又は山林所得の前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

今回の改正により、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずる業務を行う全ての方に記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されることになりました。

なお、記帳にあたっては、日々の取引の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。